

原付・オートバイ・軽自動車をお持ちのかた

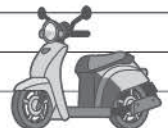
軽自動車税(種別割)は、4月1日現在に車両を所有するかたに、主たる定置場(駐車場所)が所在する市区町村が課税します。転出、転入や死亡、譲渡などにより所有者に変更が生じた場合は、早めの手続きをお願いします。

なお、車両を所有するかたが死亡しており、変更の届出がない場合は、町で指定したかたに納税通知書を発送します。

原動機付自転車など〈皆野町ナンバー〉

原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)、小型特殊自動車(農耕用車両・フォークリフトなど)の皆野町ナンバーは、税務課(⑦番窓口)で手続きをしてください。

手続き	必要なもの
新規で購入した	販売証明書、印鑑
転入してきた	以前登録していた市区町村発行の廃車証明書または標識(ナンバー)、印鑑
転出した・廃車する	標識(ナンバー)、標識交付証明書、印鑑
名義変更する	譲渡証明書、標識交付証明書、譲り受けるかたの印鑑



町外のかたに譲渡する場合は、廃車してからお譲りください。盗難に遭った車両を廃車する場合は、必ず警察に届け出て、被害届の受理番号を控えてから手続きをしてください。

オートバイ・軽自動車〈熊谷ナンバー〉

次の各機関にて手続きをしてください。

車種	取扱窓口
二輪のバイク (125cc超)	関東運輸局 埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 ☎050-3816-3112



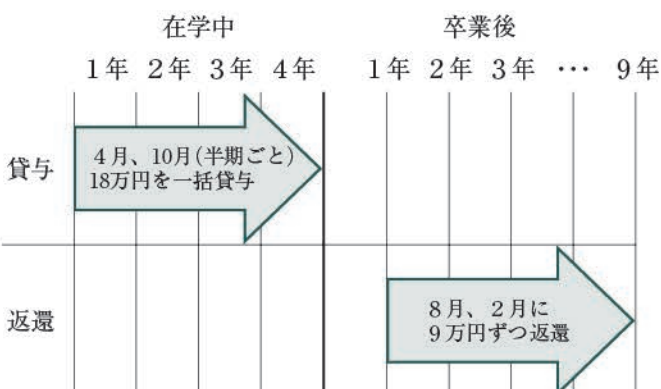
問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461

あなたの夢を
全力サポートします!

奨学金のご案内

皆野町の「育英奨学資金」をご案内いたします。進学を諦める前にご検討してみたいかがでしょうか。

4年制私立大学生の場合(3万円/月額)



■皆野町育英奨学資金

対象

保護者が町に引き続き1年以上居住し、学費の支払いが困難な世帯で、健康で学習意欲が高く、出身または在学の学校長の推薦を受けられるかた。

貸与額・貸与例

学校の種類	国公立	私立
大学 (短期大学を含む)	2万円/月	3万円/月
高等学校 (高等専門学校を含む)	1万円/月	2万円/月

貸与期間の2倍の期間で返還していただきます。
※返還は在学終了年の翌年8月より開始されます。
※利子はありません。

申込み

令和2年4月17日(金)まで

※申請書類は教育委員会にて配布しています。

問合せ 教育委員会 学校教育担当 ☎62-4563